

**被虐待の子どもの非行化への対応に関する研究③****－被虐待エピソードのある少年審判例の分析－**

鈴鹿医療科学大学 藤原正範 (1315)

キーワード：被虐待・非行化・司法福祉

**1. 研究目的**

現在、被虐待の子どもの非行審判例（家庭裁判所の審判書）を司法福祉の視点で分析することにより、社会福祉と司法の協働のあり方を検討する研究（科学研究費補助金研究22530642の研究の一環として実施）を継続している。非行のある子どもに対応する専門機関は、児童福祉（児童相談所、市町村、児童福祉施設の一部）と少年司法（家庭裁判所、保護観察所、少年院）である。被虐待の子どもが非行状態になったときどう対処すべきかは児童福祉の支援、少年司法の処遇において大きな課題である。児童福祉も少年司法も目的は子どもの健全育成であるが、両者の方法は大きく異なる。非行の深刻な子どもは家庭から切り離され、児童自立支援施設、少年院に収容される。この2つの施設の性格の違いは児童福祉と少年司法の方法の違いの典型と考えられる。今回の報告では、家庭裁判所の審判がそのいずれかを選択した理由を検討することにより、児童福祉と少年司法の協働に寄与するデータを示したい。

**2. 研究の視点および方法**

2007年から2011年までの「家庭裁判月報」掲載の15歳以下の少年審判例のうち、審判書「処遇の理由」中に被虐待エピソードが明確に記載されているものを主な分析対象とする。その事例について、家庭裁判所は健全育成のためその子どもに何が必要であると理解し、何を期待して児童自立支援施設、少年院に送致したかを検討する。

**3. 倫理的配慮**

本研究の裁判例は「家庭裁判月報」掲載のものであり、分析の前提となる情報はその事実に限る。

**4. 研究結果****(1) 事例の抽出**

2007年から2011年までの5年間に「家庭裁判月報」に掲載された15歳以下の少年審判例は21である。そのうち被虐待エピソードがあるものは、次の7事例である。

- A（男・15歳）：窃盗→初等少年院（一般短期）
- B（女・14歳）：覚せい剤取締法違反→医療少年院、環境調整命令
- C（男・13歳）：触法（激発物破裂）→児童自立支援施設

- D (男・15歳)：施設送致申請→中等少年院  
 E (男・15歳)：ぐ犯→初等少年院、環境調整命令  
 F (女・14歳)：恐喝・傷害・強制的措置許可申請→児童自立支援施設、強制的措置許可  
 G (男・14歳)：窃盗→初等少年院

(2) 家庭裁判所の理解と処遇への期待

7 事例について、健全育成のために必要なもの、送致施設への期待に関して審判書で使われたキーワードを挙げる。

- A：(必要なもの) 責任と内省、規範意識と自律性、意欲と自信  
 (施設への期待) 厳格な枠組みと規律的な生活  
 B：(必要なもの) 精神面・社会面の成長、基礎的な力、規則正しい生活習慣  
 (施設への期待) 守られた環境、専門家の働きかけ、じっくりとした時間  
 C：(必要なもの) 中学校課程の修了、円満な母子関係  
 (施設への期待) 家庭的で安定した環境  
 D：(必要なもの) 生活態度・親子関係の振り返り、感情統制、家庭との関係修復  
 (施設への期待) 記載なし  
 E：(必要なもの) 対人関係の改善、健全な価値観、規範意識、社会適応の技術・能力  
 (施設への期待) 強い枠組み  
 F：(必要なもの) 情緒面の発達、自己の問題点への気づきと改善  
 (施設への期待) 家庭的で安心感の得られる環境  
 G：(必要なもの) 社会適応力、感情統制力、規範意識、自立能力の向上  
 (施設への期待) 強い枠組み

## 5. 考 察

家庭裁判所の審判は、第一に非行を繰り返させない、第二に非行の除去のために何をなすべきかを表現したものである。被虐待エピソードは、その子どもの同情すべき事情という位置づけである。取り上げた7事例については、非行を繰り返させないために社会内ではなく施設内処遇が必要であると結論付けられている。児童自立支援施設か少年院かの選択は、前者の施設で落ち着いて生活する見通しが立っているかどうかによる。家庭裁判所は、そのいずれかを選択した上で、それぞれの施設に少年の問題点を解決するよう求めている。被虐待体験に起因する子どもの問題は、少年司法の手法のみでは解決できず、児童福祉との協働が必要である。家庭裁判所の審判の多くが、両者の関係を構築するのではなく、児童福祉から少年司法への移行(児童福祉の終了)を促している。児童自立支援施設決定となったC事例、F事例について、施設への期待として「家庭的」というキーワードが使われているが、その内容は多分にイメージ的なものにとどまっている。